

習志野市立こども園乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の 利用に関するキャンセルポリシー

1. 施設の利用承認をもって利用予約が確定となります。利用予約が確定した時点より、当キャンセルポリシーの対象となります。
2. 以下の場合にはご利用をお控えいただくとともに、利用のキャンセルについて、できるだけ速やかに施設にご連絡ください。
 - ・利用日前日に下痢・嘔吐があった場合
 - ・利用日当日に37.5℃以上の発熱や下痢・嘔吐がある場合
 - ・ご家族が感染症にかかっている場合
 - ・発熱はなくても体調の崩れが見られる場合
3. 利用日前日の16時以降から利用日当日の利用時間前までにキャンセルの連絡をした場合は、利用料のお支払いは不要ですが、施設では、お預かりする準備を整えているため「こども誰でも通園制度」を利用したものとみなし、確定した予約時間に基づき利用時間枠から減算となります。
4. 利用日前日の16時をもって、総合支援システムでの予約内容のキャンセルができなくなります。利用日前日の16時以降から利用日当日の利用時間前までの予期しないキャンセルについては、速やかにこども園にお電話にてご連絡ください。
5. 給食費については、食材の発注及び給食提供の準備の関係上、利用日前日16時以降のキャンセルの場合はお支払いいただきます。
6. 無断でのキャンセルは、施設や他の利用者の迷惑となりますので、おやめください。
7. 無断でのキャンセルや度重なる予約変更等をされた場合には、利用をお断りする場合があります。
8. キャンセルにおける利用料や利用時間の取り扱いについては、以下の表のとおりです。

	利用日前日の16時まで キャンセルの連絡をした場合	利用日前日の16時以降に キャンセル連絡をした場合
利用料	発生しない	
利用時間	減算なし	減算あり 利用したものとみなし 利用時間枠から差し引きます
給食費等	発生しない	発生する

※前日は、土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12月29日から1月3日）は含めません。

9. 利用料の算定については下記のとおりとなります。
 - (1) 利用料金については、利用開始予定時刻から利用終了予定時刻までの間で計算されます。
 - (2) 利用開始予定時刻を過ぎてから利用を開始した場合でも、利用開始予定時刻から料金が計算され、利用時間枠が減算されます。

- (3) おこさまの体調不良や保護者の都合などで、利用終了が予定時刻より早まった場合でも、利用終了予定時刻までの時間で計算され、利用時間枠が減算されます。
- (4) 利用終了予定時刻より遅れた場合は、利用時間枠の減算は利用終了予定時刻までの予定時間分となりますが、別途利用超過料金（１時間ごとに３００円）をお支払いいただきます。

【以下は、一例です。】

当日、８時３０分から１１時３０分（３時間）で予約している場合

【通常】予約の時間どおり利用した場合	
利用時間	３時間
利用料	３時間分を支払い
月の利用時間枠の減算	３時間
【ケース１】開始時間に遅れ、９時３０分から１１時３０分（２時間）で利用した場合	
利用時間	２時間
利用料	３時間分を支払い（予約時間分）
月の利用時間枠の減算	３時間（予約時間分）
【ケース２】終了時間が早まり、８時３０分から１０時３０分（２時間）で利用した場合	
利用時間	２時間
利用料	３時間分を支払い（予約時間分）
月の利用時間枠の減算	３時間（予約時間分）
【ケース３】終了時間に遅れ、８時３０分から１１時４５分（３時間１５分）で利用した場合	
利用時間	３時間１５分
利用料	３時間分＋超過分（３００円）を支払い
月の利用時間枠の減算	３時間（予約時間分）

※ケース３の場合において、同月の他の予約に影響することから、利用者の合意の有無にかかわらず、月の利用時間枠の減算については行いません。